




継続中、期限を延長している市独自支援策のお知らせ

○継続している支援策

支援策	概要	問い合わせ
【新生児応援給付金 給付事業】	子育て世帯の負担を軽減するとともに、お子さんの健やかな成長を応援するため、新生児(令和2年4月28日～同年12月31日生まれ)に10万円を給付します。 ※父又は母が、令和2年4月27日から申請日まで引き続き匠瑤市の住民であり、居住していること。 〈申請方法〉対象者に申請書を郵送します。申請書に必要書類を添付して、郵送してください。 〈申請期限〉令和3年2月1日(月)必着	健康管理課 ☎0479-73-1200
【地域応援クーポン券 発行事業】	市内店舗で使用可能な、「匠瑤市地域応援クーポン券」10,000円分(500円券を20枚)を、8月末現在で住民登録のある全世帯へ簡易書留で配布しました。 〈使用期限〉令和3年2月28日(日)まで ※最新の取扱店舗の一覧は、匠瑤市商工会のホームページでご確認ください。 なお、随時取扱店舗を募集しています。 店舗登録は市商工会(☎0479-72-2528)へご連絡ください。  (匠瑤市商工会ホームページ)	産業振興課 ☎0479-73-0089

○申請期限の延長、売上金額の比較対象月の拡大をした支援策

支援策	概要	問い合わせ
【農林漁業緊急支援給付金】	新型コロナウイルス感染症の影響により、月の売り上げが30%以上減少している農林漁業者へ10万円を給付します。 〈支給対象者〉市内で農林漁業を営んでいる事業主(これらの者が組織する団体又は法人を含む) 〈申請期限の延長〉令和3年1月29日(金)まで(当日消印有効)延長しました。 〈売上金額の比較対象月の拡大〉「令和2年1月から12月のうち、任意のひと月」に拡大しました。  (匠瑤市農林漁業緊急支援給付金)	産業振興課 ☎0479-73-0089
【中小企業緊急支援給付金】	新型コロナウイルス感染症の影響により、月の売り上げが30%以上減少している中小企業へ10万円を給付します。 〈支給対象者〉市内で同一事業(農林漁業以外)を1年以上営んでいる中小企業(個人事業主を含む) 〈申請期限の延長〉令和3年1月29日(金)まで(当日消印有効)延長しました。 〈売上金額の比較対象月の拡大〉「令和2年1月から12月のうち、任意のひと月」に拡大しました。  (匠瑤市中小企業緊急支援給付金)	産業振興課 ☎0479-73-0089

市税などの徴収猶予・減免のお知らせ

支援策	対象者	概要	申請方法	期間	問い合わせ
市税などの徴収猶予の特例制度	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時に納付、または納入を行うことが困難な方	1年間、市税などの徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で延滞金もかかりません。令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する市県民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税が対象となります。	申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料が必要ですが、提出が難しい場合はご相談ください。	納期限までに申請	
市税などの減免	新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮などの理由で一定の基準に該当する方	税目ごとに減免できる制度があります。納期限までにご相談ください。	納期限までにご相談ください。	納期限までに要相談	税務課 ☎0479-73-0087
中小事業者などの固定資産税の特例措置	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月から10月までの任意の期間(3か月間)において、事業収入が前年同期に比べて30%以上減少した中小事業者など	中小事業者などが所有する事業用家屋及び償却資産について、令和3年度分の固定資産税を事業収入の減少幅に応じて、ゼロまたは2分の1に減免とします。	必要書類を添付した申告書(認定経営革新等支援機関などの確認を受けたもの)を提出してください。	令和3年2月1日(月)まで	

これまでの匠瑤市独自支援策や国・県などの支援策については、市ホームページをご確認ください。



《「新型コロナウイルス感染症についてののお知らせ」の配布について》

匠瑤市

第8号 令和2年10月21日版

新型コロナウイルス感染症における

匠瑤市独自支援策(第4弾)のお知らせ

市民の皆様へ

日頃、市民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

市では、これまで、新型コロナウイルス感染症に伴う市民生活に対し、様々な独自の支援策を講じてまいりましたが、今回、新たな施策を実施いたします。

主な取組といたしましては、インフルエンザ予防接種の助成対象者を生後6か月以上の皆様を対象とし、感染拡大や重症化を予防する等の支援を行うとともに、サーマルカメラ(体温測定カメラ)を公共施設へ設置し、来庁される方等の検温を行うなど、感染防止対策強化に努めてまいります。

市民の皆様には、引き続き感染拡大防止へご協力をいただきますようお願い申し上げます。

匠瑤市長 太田 安規

インフルエンザ予防接種費用の臨時助成事業

新型コロナウイルス感染症のまん延に備えるとともに、インフルエンザによる重症化を防ぐため、すでに接種助成をしている65歳以上の高齢者に加え、定期接種の対象外である65歳未満の皆さんへインフルエンザ予防接種費用の一部を今年度に限り助成します。

〈対象者〉接種日時点で匠瑤市に住民票がある生後6か月以上65歳未満の方(定期予防接種の対象者を除く)

〈助成対象〉令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に接種したインフルエンザワクチン接種費用

〈助成金額〉接種費用のうち、1人につき1回あたり1,000円を上限に助成

〈助成回数〉①6か月以上13歳未満は2回まで

②13歳以上65歳未満は1回まで

〈助成方法〉償還払い (医療機関の指定はありません)

(医療機関で全額接種費用を支払った後、申請書兼請求書に必要書類を添付して郵送で申請すると、後日助成金が振り込まれます。10月下旬に各世帯に申請書兼請求書を送付いたします。)

〈申請に必要なもの〉申請書兼請求書、領収書(原本)、接種内容が確認できる書類(接種済証、予診票の写し、母子健康手帳など)、口座確認書類

〈申請期限〉令和3年2月1日(月)必着

【問い合わせ】健康管理課 ☎0479-73-1200



サーマルカメラ(体温測定カメラ)設置事業

本庁、支所、保健センター、市民ふれあいセンター、八日市場ドーム、のさかアリーナ、八日市場公民館、生涯学習センターにサーマルカメラ(直接肌に触れずに、体温を視覚的に瞬時に計測できるカメラ)を設置して来庁者等の検温を行い、感染予防に努めます。

【問い合わせ】健康管理課 ☎0479-73-1200

市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金給付事業

市内小中学校の給食費6か月分を無償化したことにあわせ、市外小中学校及び特別支援学校に就学している児童生徒の保護者に対し、匠瑤市学校給食費相当額を給付します。(児童生徒及びその保護者が匠瑤市に住民票があること。但し、他市町で給食費の免除、または同様の給付等の支援を受けている者は除く。)

〈対象時期〉令和2年6月から11月までの6か月間

〈申請方法〉11月中旬頃、対象者に申請書を郵送します。

【問い合わせ】学校教育課 ☎0479-73-0094

匠瑤市新型コロナウイルス感染症対策本部

【問い合わせ】匠瑤市健康管理課 ☎0479-73-1200